

－原子力・放射能基礎論－

No. 9 除染と廃棄物処理（オフサイトの状況）

講師： 河田東海夫

< 講義概要 >

福島県内の除染は、避難指示が出され住民が避難している地域（20 km圏内および平成 23 年 4 月時点で年間 20mSv 以上の被ばくの恐れがある地域）は「除染特別地域」と呼ばれ、国が直轄で除染している。それ以外の地域で事故影響による年間の追加被ばく線量が年間 1 mSv を上まわる地域を「除染実施区域」と呼び、国の財政支援のもとで各市町村がそれぞれ除染を行っている。

これらの除染作業は、事故後制定された放射性物質汚染対処特措法（特措法）のもとで実施されている。

本講義では、特措法の下で行われている除染やそれに伴って発生する廃棄物の処理に関する全体的枠組みを概観したうえで、具体的な除染の方法や効果、現地における除染の進捗状況と課題などについて学習する

< 講義の主な内容 >

1. 汚染の全体状況
2. 事故後の放射線防護の考え方
3. 放射性物質汚染対処特措法の制定と除染実施の全体枠組み
4. 除染の進め方と効果
5. 除染等の進捗状況と課題
6. 現地の近況

